

報告第3号

令和5年度更別村財政の健全化判断比率及び公営企業に係る
資金不足比率の報告の件

令和5年度更別村財政の健全化判断比率及び公営企業に係る資金不足比率を、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、監査委員の審査意見をつけて、別紙のとおり報告する。

令和6年9月10日提出

更別村長 西山 猛

令和5年度更別村財政の健全化判断比率及び公営企業に係る
資金不足比率報告書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和6年度に公表する令和5年度健全化判断比率及び公営企業に係る資金不足比率を次のとおり報告します。

記

1 健全化判断比率 (単位：%)

実質赤字 比 率	連結実質 赤字比率	実質公債費 比 率	将来負担 比 率
— (15.00)	— (20.00)	6.4 (25.0)	— (350.0)

備考

- 各比率とも負数にて算出された場合には、「—」で記載しています。
- () 内は、早期健全化基準を記載しています。

※参考 本村の健全化判断比率

実質赤字比率	△8.45%
連結実質赤字比率	△12.70%
将来負担比率	△171.6%

2 資金不足比率 (単位：%)

特別会計の名称	資金不足比率 (%)	備 考
簡易水道事業特別会計	—	
公共下水道事業特別会計	—	

備考

- 両会計とも資金不足額が生じないため、「—」で記載しています。

令和5年度更別村財政の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の審査意見書

1 審査の対象

- (1) 実質赤字比率
- (2) 連結実質赤字比率
- (3) 実質公債費比率
- (4) 将来負担比率

2 審査の期日

令和6年8月23日

3 審査の方法

審査にあたっては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の目的に留意し、健全化判断比率について検証した。さらに、その算定基礎となる事項を記載した書類の正確性について、関係書類と照合するとともに、必要な事項については関係職員の説明を求め審査を実施した。

4 審査の結果

審査に付された令和5年度更別村財政の健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、関係法令等に準拠して作成されており、これらと関係書類と照合した結果、健全化判断比率のうちいずれも早期健全化基準及び財政再生基準以下であると認められた。

5 健全化判断比率

健全化判断比率のうちいずれかが早期健全化基準及び財政再生基準以上である場合には、財政の早期健全化のための計画（以下「財政健全化計画」という。）を定めなければならないこととされている。

(1) 実質赤字比率

実質赤字比率は、当該地方公共団体の普通会計に相当する一般会計及び特別会計の実質収支の赤字額の標準財政規模に対する割合を示す指標であり、その意味では、財政状況を最も端的に表すものと言える。この値が15.0%以上の場合には、財政健全化計画を定めなければならないが、今年度は、実質赤字額がないため、実質赤字比率は「- (数値なし)」となっている。

(2) 連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は、普通会計に相当する一般会計及び特別会計に留まらず、当該地方公共団体の全ての会計をその対象会計とし、当該団体の実質的な資金不足の状況を示す指標である。あくまで地方公共団体の会計全体のリスクを把握する手段であることに留意する必要がある。この値が20.0%以上の場合には、財政健全化計画を定めなければならないが、今年度は、全ての会計において実質赤字額がないため、連結実質赤字比率は「- (数値なし)」となっている。

(3) 実質公債費比率

地方公共団体における公債費による財政負担の度合いを判断する指標である。この値が25.0%以上の場合には、財政健全化計画を定めなければならない。

今年度の実質公債費比率は6.4%であり、前年度の7.6%と比較すると1.2ポイント低くなっている。

(4) 将来負担比率

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率の3つの比率は、それぞれ当該年度の前年度において実際に生じた収支(資金)不足の状況や公債費等の負担の状況を示すフロー指標であり、当該団体の将来の収支や実質的な負債を考慮していないものである。そこで負担を先送りすることなどにより将来的に財政悪化が生じないよ

う、当該団体の実質的な負債を捉えたストック指標を将来負担比率として定めたものである。この値が350.0%以上の場合に市町村は、財政健全化計画を定めなければならないが、今年度も将来負担額に対する充当可能財源が将来負担額を上回り、将来負担比率は「- (数値なし)」となっている。

財政健全化判断比率の状況

(単位：%)

区 分	令和5年度			令和4年度
	比 率	早期健全化 基 準	財政再生 基 準	比 率
実質赤字比率	—	15.0	20.0	—
連結実質赤字比率	—	20.0	30.0	—
実質公債費比率	6.4	25.0	35.0	7.6
将来負担比率	—	350.0	—	—

※ 実質赤字比率、連結実質赤字比率、将来負担比率が負数の場合は、数値なしとして比率欄に「—」と表示している。

6 健全化判断比率の算定の基礎となる事項を記載した書類

健全化判断比率の算定の基礎となる事項を記載した書類が正しく作成されているかを検証するため、その書類と関係書類を照合した結果、特に意見を付する事項はない。

令和5年度更別村公営企業の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の審査意見書

1 審査の対象

令和5年度更別村公営企業の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期日

令和6年6月25日

3 審査の方法

審査にあたっては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の目的に留意し、公営企業の資金不足比率について検証した。更に、その算定基礎となる事項を記載した書類の正確性について、関係書類と照合するとともに、必要な事項については関係職員の説明を求め審査を実施した。

4 審査の結果

審査に付された令和5年度更別村公営企業の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、関係法令等に準拠して作成されており、これらと関係書類と照合した結果、公営企業の経営健全化基準以下であると認められた。

5 資金不足比率の状況

(単位：%)

区 分	令和5年度		令和4年度
	比 率	経営健全化基準	比 率
簡易水道事業特別会計	—	20.0	—
公共下水道事業特別会計	—	20.0	—

※ 資金不足比率については、資金不足額がないため「—」で表示している。